



2022年5月20日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO
仲井 嘉浩
(コード番号：1928 東証プライム市場・名証プレミア市場)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号
問い合わせ先
責任者役職名 執行役員 IR部長
氏 名 吉田 篤史
代表TEL 06-6440-3111

株主代表訴訟の判決に関するお知らせ

2018年6月26日付及び2018年9月14日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」にてお知らせしました、当社個人株主1名が当社元代表取締役2名を被告として損害賠償を請求した株主代表訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）につきまして、本日、判決が言い渡されましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 判決のあった裁判所及び年月日
大阪地方裁判所 2022年5月20日

2. 判決の内容
原告の請求をいずれも棄却する。
訴訟費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は原告の負担とする。

3. 訴訟の経緯
本件訴訟は、原告が、当社元代表取締役 阿部俊則及び稲垣士郎に対して、当社が被った分譲マンション用地取引での詐欺事件による55億5900万円の損害について、業務執行上の判断の誤り、他の取締役・使用人に対する監視監督責任を怠ったという任務懈怠、内部統制システム（リスク管理体制）構築義務違反、被害回復についての任務懈怠及び当社に対する善管注意義務・忠実義務違反があるとして、また、上記損害のうち取引決済日に支払った残代金48億819万3309円については、被害拡大防止についての任務懈怠・善管注意義務違反があるとして、連帯して、当社に対する同額の損害賠償及び遅延損害金の支払いを求めるものです。

2018年7月19日付及び2018年10月18日付「株主代表訴訟への補助参加に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、原告の請求には理由がないものと判断し、被告（当社元代表取締役 阿部俊則及び稲垣士郎）側に補助参加しました。

なお、2022年1月24日付「株主代表訴訟の取下げに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、原告が、当社代表取締役仲井嘉浩及び元代表取締役内田隆に対して提起した株主代表訴訟は、原告の取下げにより終了し、本件訴訟のみが係属しています。

4. 今後の見通し
今後、本件訴訟に関して開示すべき事象が発生した場合、速やかにお知らせいたします。

以 上